

給水区域

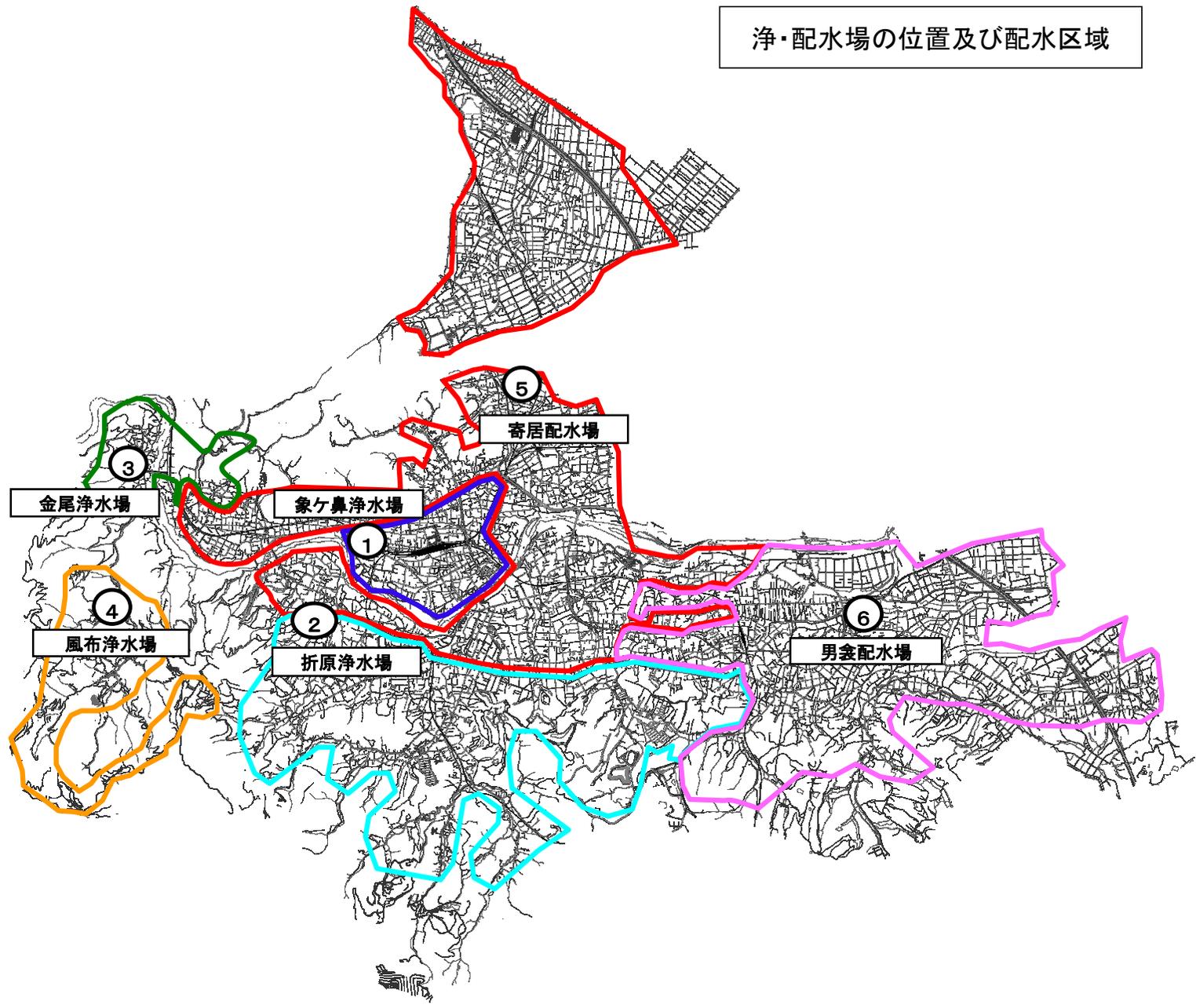
図1



給水区域

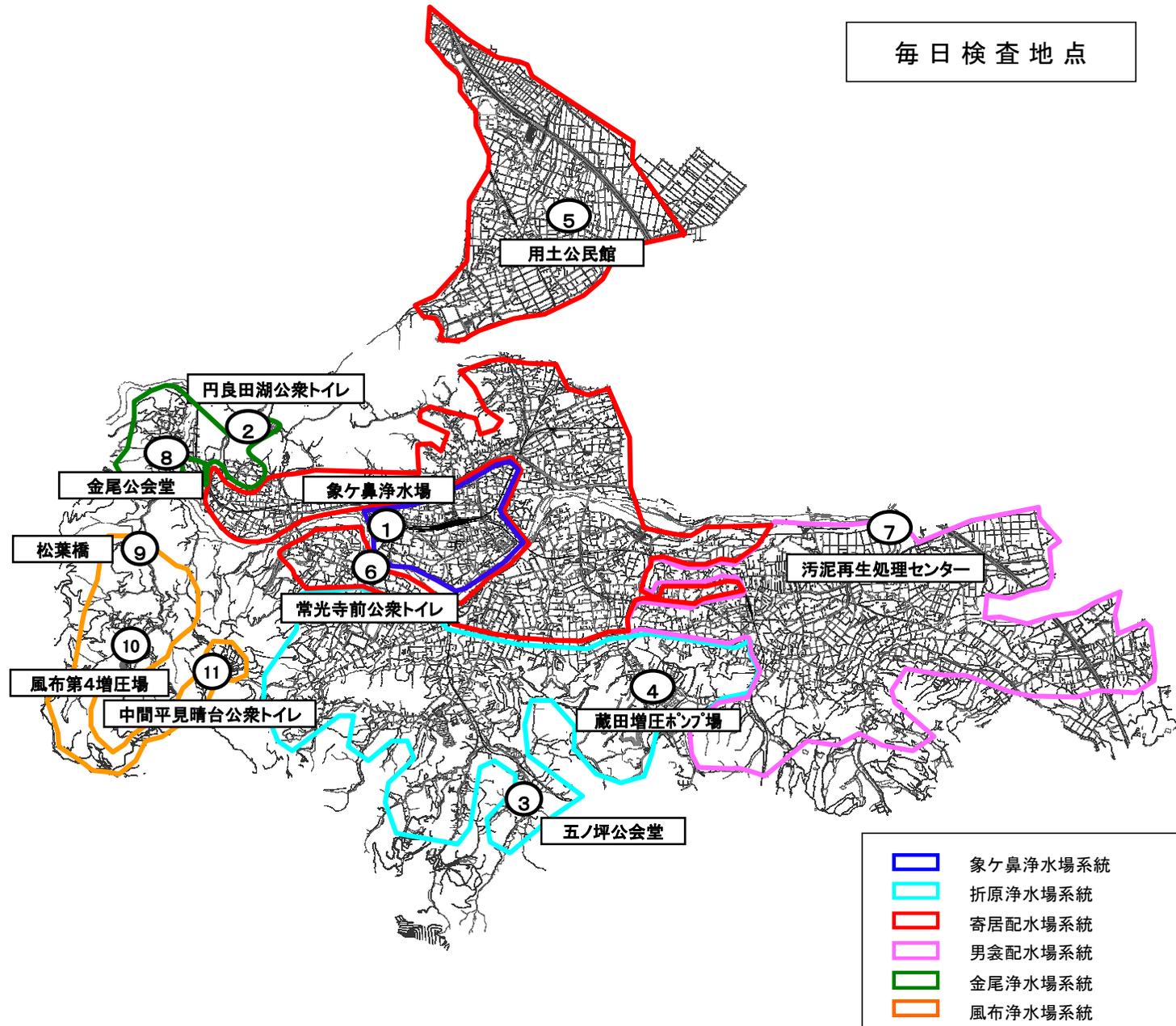
浄・配水場の位置及び配水区域

図2



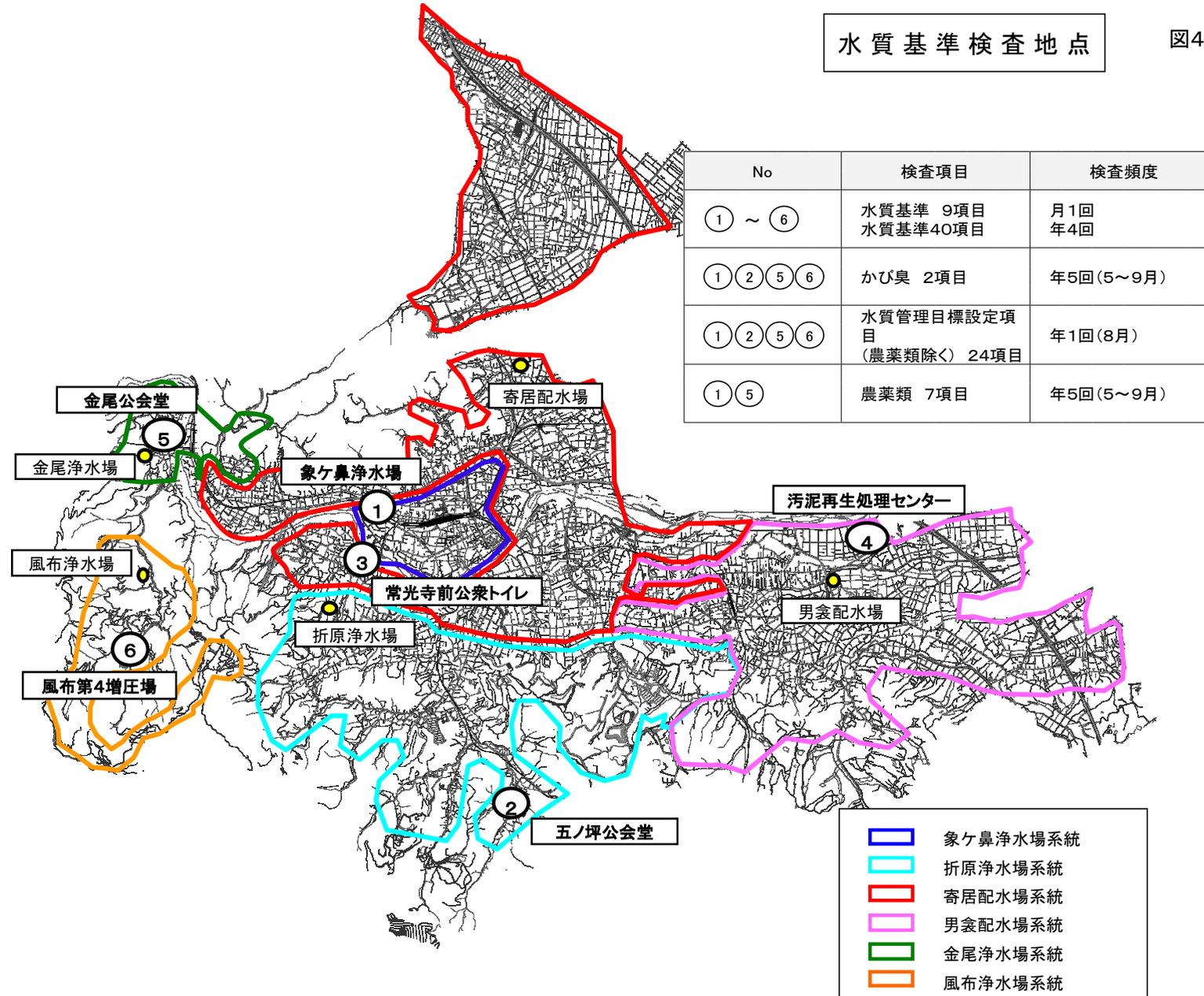
毎日検査地点

図3



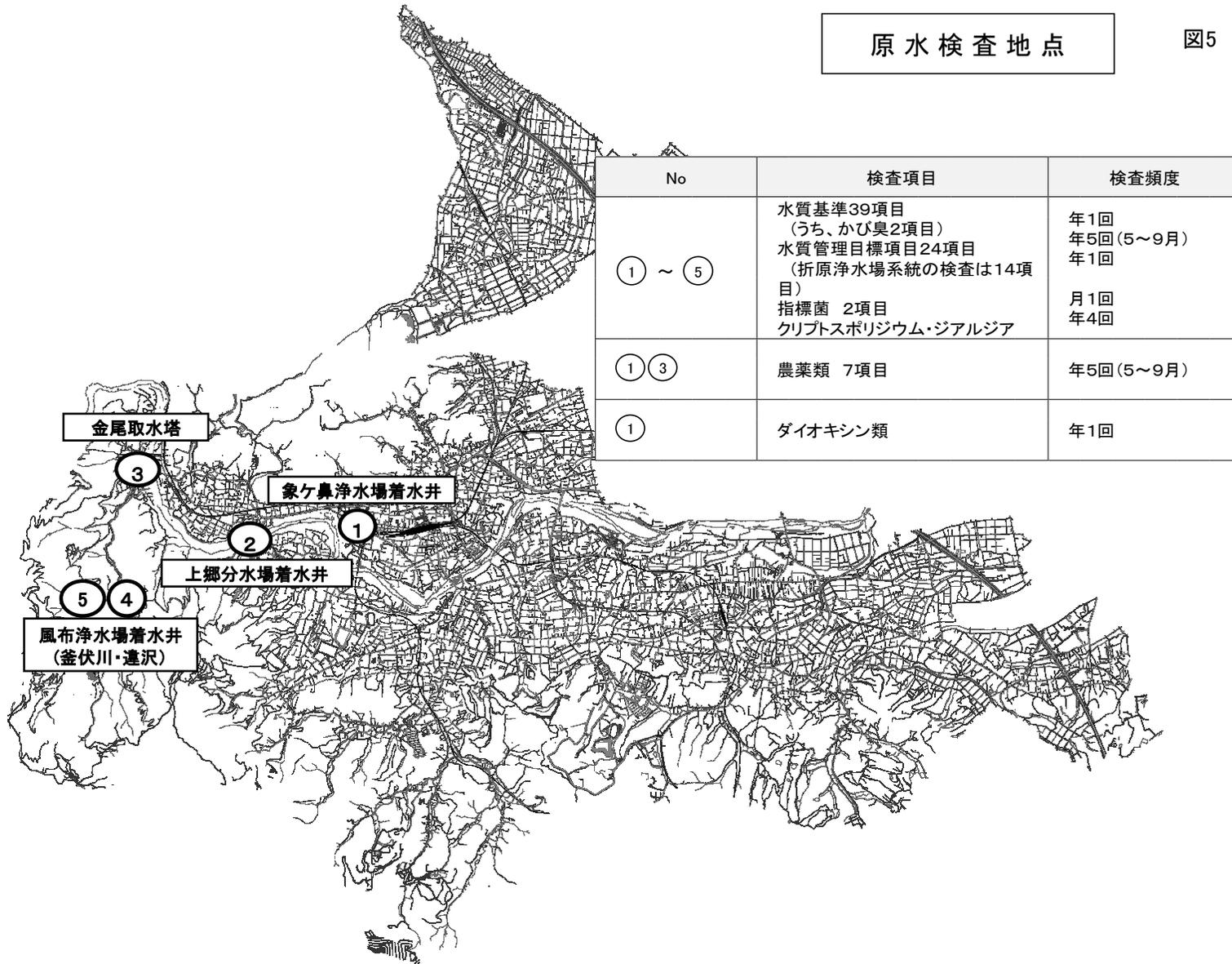
水質基準検査地点

図4



原水検査地点

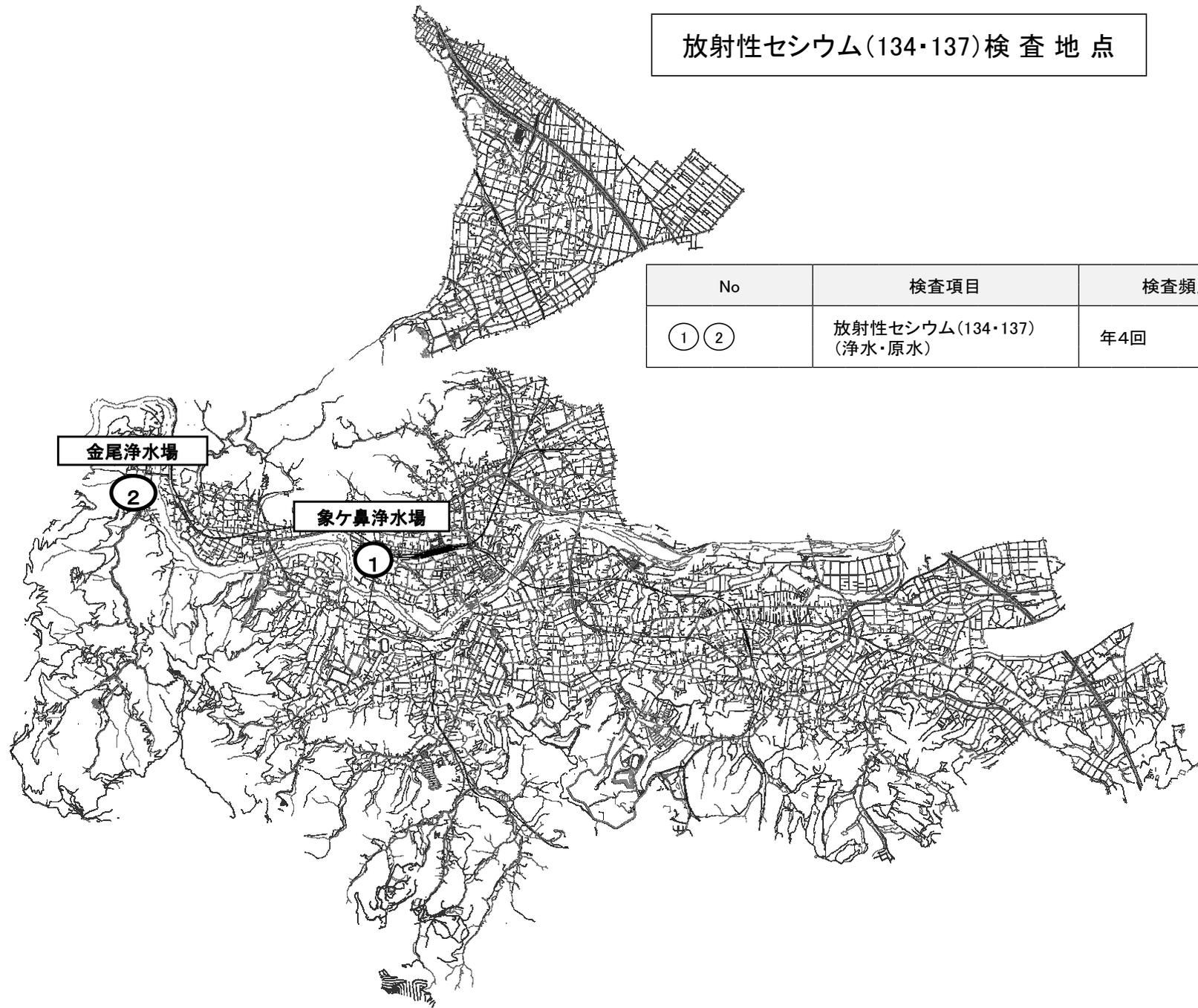
図5



No	検査項目	検査頻度
① ~ ⑤	水質基準39項目 (うち、かび臭2項目) 水質管理目標項目24項目 (折原浄水場系統の検査は14項目) 指標菌 2項目 クリプトスポリジウム・ジアルジア	年1回 年5回(5~9月) 年1回 月1回 年4回
① ③	農業類 7項目	年5回(5~9月)
①	ダイオキシン類	年1回

放射性セシウム(134・137)検査地点

図6



No	検査項目	検査頻度
① ②	放射性セシウム(134・137) (浄水・原水)	年4回

別紙1 水質基準項目の検査頻度(浄水)

番号	項目	毎月検査	年4回検査	年5回検査	備考	
基01	一般細菌	○			病原生物による汚染の指標	
基02	大腸菌	○				
基03	カドミウム及びその化合物		○		無機物・重金属	
基04	水銀及びその化合物		○			
基05	セレン及びその化合物		○			
基06	鉛及びその化合物		○			
基07	ヒ素及びその化合物		○			
基08	六価クロム化合物		○			
基09	亜硝酸態窒素		○			
基10	シアン化物イオン及び塩化イオン		○			
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			
基12	フッ素及びその化合物		○			
基13	ホウ素及びその化合物		○			
基14	四塩化炭素		○			一般有機物
基15	1,4-ジオキサン		○			
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		○			
基17	ジクロロメタン		○			
基18	テトラクロロエチレン		○			
基19	トリクロロエチレン		○			
基20	ベンゼン		○			
基21	塩素酸		○		消毒副生成物	
基22	クロロ酢酸		○			
基23	クロロホルム		○			
基24	ジクロロ酢酸		○			
基25	ジブロモクロロメタン		○			
基26	臭素酸		○			
基27	総トリハロメタン		○			
基28	トリクロロ酢酸		○			
基29	ブロモジクロロメタン		○			
基30	ブロモホルム		○			
基31	ホルムアルデヒド		○			
基32	亜鉛及びその化合物		○		着 色	
基33	アルミニウム及びその化合物		○			
基34	鉄及びその化合物		○			
基35	銅及びその化合物		○			
基36	ナトリウム及びその化合物		○		味	
基37	マンガン及びその化合物		○		着 色	
基38	塩化物イオン	○			味	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○			
基40	蒸発残留物		○		発 泡	
基41	陰イオン界面活性剤		○			
基42	ジェオスミン			○	かび臭	
基43	2-メチルイソボルネオール			○		
基44	非イオン界面活性剤		○		発 泡	
基45	フェノール類		○		臭 気	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○			味	
基47	pH値	○			基礎的性状	
基48	味	○				
基49	臭気	○				
基50	色度	○				
基51	濁度	○				

別紙2 水質管理目標設定項目の検査頻度(浄水)

番号	水質管理目標設定項目	年1回検査	備考
目01	アンチモン及びその化合物	○	無機物、重金属
目02	ウラン及びその化合物	○	
目03	ニッケル及びその化合物	○	
目05	1, 2-ジクロロエタン	○	一般有機物
目08	トルエン	○	
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	
目10	亜塩素酸	-	消毒副生成物
目12	二酸化塩素	-	消毒剤
目13	ジクロロアセトニトリル	○	消毒副生成物 (※折原浄水場系統は実施せず)
目14	抱水クロラール	○	
目15	農薬類	下記参照	農薬
目16	残留塩素	○	臭気
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	味
目18	マンガン及びその化合物	○	着色
目19	遊離炭酸	○	味
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	○	臭気
目21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	○	
目22	有機物等(KMnO4消費量)	○	味
目23	臭気強度(TON)	○	臭気
目24	蒸発残留物	○	味
目25	濁度	○	基礎的性状
目26	pH値	○	腐食
目27	腐食性(ランゲリア指数)	○	
目28	従属栄養細菌	○	水道施設の健全性の指標
目29	1, 1-ジクロロエチレン	○	一般有機物
目30	アルミニウム及びその化合物	○	着色
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	○	一般有機物

- ・目04、目06、目07、目11は欠番です。
- ・寄居町では水質管理目標設定項目のうち、二酸化塩素は使用していないことから、「二酸化塩素」及び「亜塩素酸」の水質検査を省略しています。
- ・折原浄水場系統については、「ジクロロアセトニトリル」、「抱水クロラール」及び「農薬類」が埼玉県の水道水質管理計画と重複しているため町が行うのは22項目となります。
- ・ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)とは、炭素とフッ素の結合を持つ有機フッ素化合物の1種であり、撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の物性を示すことから、撥水剤、消火剤、コーティング剤等に用いられてきた物質です。

番号	農薬名	年5回(5~9月)	備考
農62	チウラム	○	殺虫剤・殺菌剤
農58	ダイアジノン	○	殺虫剤・殺菌剤
農81	フェニトロチオン(MEP)	○	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤
農68	トリクロルホン(DEP)	○	殺虫剤
農30	カルバリル(NAC)	○	殺虫剤
農47	ジクワット	○	除草剤
農99	ベノミル	○	殺菌剤

荒川及び釜伏川のそれぞれ下流で取水している象ヶ鼻浄水場及び金尾浄水場で水質検査を行います。

別紙3 水質基準項目の検査頻度(原水)

番号	項 目	年1回検査	年5回検査	備 考
基01	一般細菌	○		病原生物による汚染の指標
基02	大腸菌	○		
基03	カドミウム及びその化合物	○		無機物・重金属
基04	水銀及びその化合物	○		
基05	セレン及びその化合物	○		
基06	鉛及びその化合物	○		
基07	ヒ素及びその化合物	○		
基08	六価クロム化合物	○		
基09	亜硝酸態窒素	○		
基10	シアン化物イオン及び塩化イオン	○		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		
基12	フッ素及びその化合物	○		
基13	ホウ素及びその化合物	○		
基14	四塩化炭素	○		一般有機物
基15	1,4-ジオキサン	○		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	○		
基17	ジクロロメタン	○		
基18	テトラクロロエチレン	○		
基19	トリクロロエチレン	○		
基20	ベンゼン	○		
基32	亜鉛及びその化合物	○		着 色
基33	アルミニウム及びその化合物	○		
基34	鉄及びその化合物	○		
基35	銅及びその化合物	○		
基36	ナトリウム及びその化合物	○		味
基37	マンガン及びその化合物	○		着 色
基38	塩化物イオン	○		味
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○		
基40	蒸発残留物	○		
基41	陰イオン界面活性剤	○		発 泡
基42	ジェオスミン		○	かび臭
基43	2-メチルイソボルネオール		○	
基44	非イオン界面活性剤	○		発 泡
基45	フェノール類	○		臭 気
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○		味
基47	pH値	○		基礎的性状
基49	臭気	○		
基50	色度	○		
基51	濁度	○		

別紙4 水質管理目標設定項目及びその他の項目の検査頻度(原水)

番号	水質管理目標設定項目	年1回検査 (折原以外)	年1回検査 (折原浄水場)	備考
目01	アンチモン及びその化合物	○	-	無機物、重金属
目02	ウラン及びその化合物	○	-	
目03	ニッケル及びその化合物	○	-	
目05	1, 2-ジクロロエタン	○	-	一般有機物
目08	トルエン	○	-	
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	-	
目10	亜塩素酸	-	-	消毒副生成物
目12	二酸化塩素	-	-	消毒剤
目13	ジクロロアセトニトリル	○	○	消毒副生成物
目14	抱水クロラール	○	○	
目15	農薬類	下記参照	-	農薬
目16	残留塩素	○	○	臭気
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	味
目18	マンガン及びその化合物	○	○	着色
目19	遊離炭酸	○	○	味
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	○	-	臭気
目21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	○	-	
目22	有機物質(KMnO4)	○	○	味
目23	臭気強度(TON)	○	○	臭気
目24	蒸発残留物	○	○	味
目25	濁度	○	○	基礎的性状
目26	pH値	○	○	腐食
目27	腐食性(ランゲリア指数)	○	○	
目28	従属栄養細菌	○	○	水道施設の健全性の指標
目29	1, 1-ジクロロエチレン	○	-	一般有機物
目30	アルミニウム及びその化合物	○	○	着色
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	○	-	一般有機物

折原浄水場については、埼玉県の水道水質検査計画と重複している11項目を除く14項目の検査を行います。

- ・ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)とは、炭素とフッ素の結合を持つ有機フッ素化合物の1種であり、撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の物性を示すことから、撥水剤、消火剤、コーティング剤等に用いられてきた物質です。

番号	農薬名	年5回(5~9月)	備考
農62	チウラム	○	殺虫剤・殺菌剤
農58	ダイアジノン	○	殺虫剤・殺菌剤
農81	フェニトロチオン(MEP)	○	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤
農68	トリクロロホン(DEP)	○	殺虫剤
農30	カルバリル(NAC)	○	殺虫剤
農47	ジクワット	○	除草剤
農99	ベノミル	○	殺菌剤

荒川及び釜伏川のそれぞれ下流で取水している象ヶ鼻浄水場及び金尾浄水場で水質検査を行います。

番号	その他の項目	月1回検査	年4回検査	年1回検査
1	大腸菌(指標菌)	○		
2	嫌気性芽胞菌(指標菌)	○		
3	クリプトスポリジウム		○	
4	ジアルジア		○	
5	ダイオキシン類			○

- ・原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染の程度を把握するため、大腸菌・嫌気性芽胞菌(指標菌2項目)の検査を行います。
- ・クリプトスポリジウム等は、耐塩素性のある病原性原虫です。寄居町では取水している全ての水源で年4回検査を行います。
- ・ダイオキシン類は、象ヶ鼻浄水場の着水井で年1回検査を行います。

別紙5 放射性物質の検査頻度(浄水・原水)

番号	項 目 名	浄 水	原 水	備 考
1	放射性セシウム(134・137)	年4回	年4回	管理目標値:10Bq/kg

国の通知では、一定期間連続で十分に低い濃度であることが確認できた場合、放射性物質の検査頻度を3か月に1回まで緩和できることになっています。